

言することができる。ただし、
表決に加わることができない。
(1) 正教師で議員でない者
(2) 補教師で議員でない者
(3) 教区総会において推薦する者
(4) キリスト教教育主事

第63条① 略
② 議長および副議長は、正教師たる議員の中から、書記は議員の中から、定期教区総会において選挙する。
③－④ 略

第66条 教区総会において処理すべき事項は次のとおりである。
(1) － (2) 略
(3) 教師の按手礼および准允に関する事項
(4) 牧師、伝道師の就任、退任その他教師の移動に関する事項
(5) 以下 略

第103条 教会担任教師が正教師であるときは牧師、補教師であるときは伝道師という。

(参考)
「日本基督教団 教会」規則(準則)

第14条① 担任教師が正教師であるときは牧師、補教師であるときは伝道師という。
② 略

第15条 牧師または伝道師が就任したとき、教会は教区と合議の上、就任式をおこなう。

第104条 教会担任教師は、次の教務を執行する。ただし、伝道師は第2号の教務を執行できない。
以下 略。

第123条① 教師は分けて正教師および補教師とする。
② 教師は教区および教団の名簿に登録しなければならない。

第124条① 正教師とは、正教師試験に合格し、教区総会の議決を経て、按手礼を領したものである。
② 略

第125条① 補教師とは補教師検定試験に合格し、教区総会の議決を経て、伝道の准允を受けたものとする。
② 准允は、教区総会議長がつかさどる。

(参考)
宣教師に関する規定

第5条 (職制)
受入れ宣教師で、本教団の教師と同等の准允もしくは按手礼を受領した者は、教規123条の本教団の教師とみなす。

言することができる。ただし、
表決に加わることができない。
(1) 教師で議員でない者
(2) 教区総会において推薦する者
(3) キリスト教教育主事

第63条① 略
② 議長および副議長は、教師たる議員の中から、書記は議員の中から、定期教区総会において選挙する。
③－④ 略

第66条 教区総会において処理すべき事項は次のとおりである。
(1) － (2) 略
(3) 教師の按手礼に関する事項
(4) 牧師の就任、退任その他教師の移動に関する事項
(5) 以下 略

第103条 教会担任教師を牧師という。

(参考)
「日本基督教団 教会」規則(準則)

第14条① 担任教師を牧師という。
② 略

第15条 牧師が就任したとき、教会は教区と合議の上、就任式をおこなう。

第104条 教会担任教師は、次の教務を執行する。
以下 略。

第123条 ① 削除
教師は教区および教団の名簿に登録しなければならない。

第124条① 教師とは、教師試験に合格し、教区総会の議決を経て、按手礼を領したものである。

② 略

第125条 削除

(参考)
宣教師に関する規定

第5条 (職制)
受入れ宣教師で、本教団の教師と同等の按手礼を受領した者は、教規123条の本教団の教師とみなす。

教憲変更議案：「教憲9条を改正し、伴って関連教規条項を改正する件」掲載について

2026年7月25日
第43総会期 日本基督教団総会議長 雲然俊美

第76回九州教区定期総会にて、第44回教団総会への提出議案として可決されました。本議案は、「教憲変更議案」となります。教憲12条に則り、教団新報にて「公表する」こととなりました。

教憲9条を改正し、伴って関連教規条項を改正する件

提案者 第76回九州教区総会

議案

現行の教憲第9条の規定「教師はこれをわけて、正教師および補教師とする」は、先の大戦下に宗教団体法（1940年施行）及び同施行令の命じるところに従って合同前各教派が不可抗力的に採るに至った「二種教職制」を踏襲して定められた旧日本基督教団規則第207条「教師ハ之ヲ分チテ正教師及補教師ノ二種トス」を、戦後の混乱期に十分な検討なくそのままに引き継いだ（1946年6月制定）ものであって、教会の信仰に基く内的希求ないし信仰的決断に発した定めではない。
従って、第44回日本基督教団総会は、先の戦時下に犯した“神の主権よりも国権を上位に置いた過ち”を深く悔改め、神が与え給うた信仰の自由なる決断において、教憲第9条を次の通り、改正し、伴って関連教規条項を改正する。

《 現行規程 》

《 改訂規程（案） 》

教 憲

第9条
本教団の教師は、神に召され正規の手続きを経て献身した者とする。
教師はこれをわけて、正教師および補教師とする。
正教師は按手礼を領した者、補教師は伝道の准允を受けた者とする。

なし

教 規

第7条① 略
② 議長、副議長および書記は、正教師の議員の中から定期教団総会において選挙する。

第12条① 略
② 仮議長は、正教師の議員の中から選ぶ。

第61条① 教区総会は、次に掲げる議員をもって組織する。ただし、沖縄教区の場合は、第1号ないし第4号の議員を教区規則の定めるところによって変更することができる。
(1) 略
(2) 教区内における正教師たる巡回教師および正教師たる教務教師の互選による者、総数の3分の1
(3) 教区内における正教師たる神学教師各神学校の専任者、総数の2分の1
(4) － (5) 略

第62条① 次に掲げる者は、准議員として教区総会に出席し発

第9条
本教団の教師は、神に召され正規の手続きを経て献身し、按手礼を領した者とする。

付則（※12条の後に追加）
上記の変更は、決議の日から3年を超えない範囲内において、常議員会の定める日から施行する。

② 議長、副議長および書記は、教師の議員の中から定期教団総会において選挙する。

② 仮議長は、教師の議員の中から選ぶ。

第61条① 教区総会は、次に掲げる議員をもって組織する。ただし、沖縄教区の場合は、第1号ないし第4号の議員を教区規則の定めるところによって変更することができる。
(1) 略
(2) 教区内における巡回教師および教務教師の互選による者、総数の3分の1

(3) 教区内における神学教師各神学校の専任者、総数の2分の1

(4) － (5) 略

第62条① 次に掲げる者は、准議員として教区総会に出席し発

※下線部改正箇所（参考）は、諸規定等で、関連して改正が必要となるものの例を示す。
※教規改正以外に、「教師検定規則」の改正も必要となる。